2　公告及び指定

㈠　公告

国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同決議等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、国家公安委員会は、その者の氏名又は名称等を公告することとした。（第三条関係）

㈡　指定

国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第一三七三号（以下この㈡において「第一三七三号決議」という。）に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次のいずれにも該当する者を、同決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定し、その氏名又は名称等を公告することとした。（第四条第一項及び第五条第一項関係）

(1)　外国為替及び外国貿易法第一六条第一項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者であるとしたならば、同項の規定により当該支払又は支払等について許可を受ける義務を課せられることとなる者

(2)　次のいずれかに該当する者

イ　公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であって、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの等

ロ　第一三七三号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により、当該措置がとられている者

3　公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

㈠　規制対象財産等に係る行為の制限

(1)　2により公告された者又は指定を受けている者（以下「公告国際テロリスト」という。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととした。（第九条関係）

イ　金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車その他これらに類する財産（以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。

ロ　規制対象財産の貸付けを受けること。

ハ　規制対象財産（金銭を除く。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。

ニ　預貯金に係る債務その他金銭債務の履行を受けること。

ホ　この(1)ハ及びニにより債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権を譲り渡すこと。

(2)　公安委員会は、公告国際テロリストから許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為により取得することとなる財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがない等と認めるときは、その許可をしなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

(3)　何人も、公告国際テロリストが(1)の許可を受けていないときは、その者がする(1)に掲げる行為の相手方となってはならないこととした。（第一五条関係）

㈡　規制対象財産の仮領置

(1)　公告国際テロリストが所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帯することができない財産を除く。）の一部が、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがない等と認められないときは、公安委員会は、当該公告国際テロリスト又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その認められない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができることとした。（第一七条第一項関係）

(2)　公安委員会は、(1)の仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストから、その全部又は一部の返還の申請を受けた場合において、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがない等と認めるに至ったときは、その認める部分の規制対象財産を返還しなければならないこととした。（第一七条第四項関係）

㈢　その他

立入検査、情報の提供、命令、損失補償、外国為替及び外国貿易法との適用関係及び罰則等について所要の規定を整備することとした。（第一八条～第三二条関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（法律第一二五号）（総務省）

1　選挙の期日に関する事項

㈠　平成二七年三月一日から同年五月三一日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二八日以前に行う場合及び公職選挙法第三四条の二の規定（以下「九〇日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年四月一二日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二六日とした。（第一条第一項関係）

㈡　平成二七年六月一日から同月一〇日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とすることができることとした。（第一条第二項関係）

㈢　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とした。（第一条第三項関係）

㈣　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とした。（第一条第四項関係）

2　選挙期日の告示に関する事項

1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。（第二条関係）

㈠　都道府県知事の選挙にあっては、平成二七年三月二六日

㈡　指定都市の長の選挙にあっては、平成二七年三月二九日

㈢　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、平成二七年四月三日

㈣　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては、平成二七年四月一九日

㈤　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、平成二七年四月二一日

3　九〇日特例の規定の取扱いに関する事項

九〇日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二七年三月一日から同年五月三一日までの間に満了する場合には、適用しないこととした。（第三条関係）

4　同時選挙に関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第一一九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙についても、同条第二項の規定による同時選挙とすることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

5　重複立候補の禁止に関する事項

1により平成二七年四月一二日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域において1により同月二六日に行われる選挙又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等における公職の候補者となることができないこととした。（第五条第一項関係）